

吸う人も吸わない人も

変わる！

たばこの新常識

7月一部スタート！

学校や市役所、医療機関などの施設が敷地内禁煙となります

加熱式たばこも対象です！

健

健康増進法の一部を改正する法律が成立し、受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

この改正法は、令和2年4月1日から全面施行されます。一部の施設は、7月1日から受動喫煙防止対策が始まります。

望まない受動喫煙を防止することを目的に、子ども、患者、妊産婦など特に健康影響の大きい人に配慮します。

多くの人が利用する施設が、一定の場所を除き喫煙を禁止されます。

■健康医療対策課健康増進係 TEL (52)7935

受動喫煙防止対策について
詳しくは厚生労働省ホームページへ

なくそう 望まない受動喫煙 検 索

